

かんたん位置情報サービス規約

第1条 本規約の適用

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）が提供する「かんたん位置情報サービス」（以下「本サービス」といい、その詳細は第2条第1号に定めるとおりとします。）は、当社が別に定めるFOMAサービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）のほか、この「かんたん位置情報サービス規約」（以下「本規約」といい、契約約款と本規約を併せて以下「本規約等」といいます。）に従って提供されます。本規約等を承諾されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

第2条 用語の定義

本規約において使用する用語の意味については、次の定義に従うこととします。

- (1) 本サービス 当社が契約約款に定める「かんたん位置情報機能」（以下「かんたん位置情報機能」といいます。）を提供するためのサービスで、契約約款に定めるFOMAユビキタス契約者（以下「FOMAユビキタス契約者」といいます。）が利用者（第7号に定義するものとします。）に対して契約者サービス（第6号に定義するものとします。）を提供するために必要となるプラットフォームを提供するものをいいます。
- (2) サービス契約者 当社との間で利用契約（第3号に定義するものとします。）を締結したFOMAユビキタス契約者をいいます。
- (3) 利用契約 当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- (4) 契約グループ サービス契約者が1の契約者サービス（第6号に定義するものとします。）において利用し、契約約款に基づきサービス契約者が契約するFOMAユビキタスの契約者回線（以下「契約者回線」をいいます。）であって、本サービスの提供を受けることができるものの集合をいい、サービス契約者が本規約の定めに従い当社に届け出ることににより特定されるものをいいます。
- (5) 当社ウェブサイト 当社のインターネットウェブサイト（<http://www.docomo.biz/html/service/kantanichi/>）をいいます。
- (6) 契約者サービス 本サービスを利用したサービスで、サービス契約者が自ら提供するもの（社内向け、第三者向け等を問いません。）をいいます。
- (7) 利用者 契約者サービスの提供を受ける者をいいます。
- (8) 契約者パスワード等 当社が契約グループごとにサービス契約者に交付するID、パスワード等をいいます。
- (9) 利用者パスワード等 サービス契約者が利用者に交付する利用者を特定するためのID、パスワード等で、本システム（第12号に定義するものとします。）を通じて払い出されるものをいいます。
- (10) 位置情報端末 契約約款に定める「位置情報通知機能」に対応したGPS機能搭載の端末設備で、当社ウェブサイトで指定するものをいいます。

- (1 1) 端末所持者 契約者回線が接続された位置情報端末の所持者をいいます。
- (1 2) 本システム サービス契約者が本サービスを利用するために必要となるシステムで、当社が運用・管理するサーバ、回線、周辺機器等のハードウェア及び当該ハードウェアに搭載されるコンピュータプログラムからなる一連のシステムをいいます。
- (1 3) 利用者画面 利用者が契約者サービスを利用するためのウェブ画面で、当社が契約グループごとにサービス契約者に提供するものをいいます。
- (1 4) 管理者画面 サービス契約者が契約者サービスを提供するためのウェブ画面で、当社が契約グループごとにサービス契約者に提供するものをいいます。
- (1 5) 管理者操作マニュアル 当社が別途サービス契約者に提示する管理者画面の操作マニュアルをいいます。

第3条 利用契約の成立

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、当社所定の申込書（以下「契約申込書」といいます。）に必要事項を記載して、本サービスの利用の開始を希望する日の 2 週間前までに当社に提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。
2. 利用契約は、契約グループごとに行うものとし、当社が契約申込書を受領した後、申込者に書面により当該利用契約の申込みを承諾する旨の通知を行った時点で成立するものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかにあたると判断した場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に不備（記入漏れ等）や虚偽の事項が含まれる場合
 - (2) 申込者が FOMA サービス又は本サービスに係る料金その他の債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。）の支払を現に怠り、又は怠る可能性がある場合
 - (3) 申込者が、過去に本規約等に違反したことなどにより、当社から FOMA サービス若しくは利用契約の解除又は FOMA サービス若しくは本サービスの提供停止その他の措置を受けたことがある場合
 - (4) 申込者が本規約等に違反するおそれがある場合
 - (5) その他本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある場合

第4条 パスワード等

1. 当社は、利用契約が成立した場合、サービス契約者に対して契約者パスワード等を知り、これを交付します。
2. サービス契約者は、当社が交付する契約者パスワード等及び利用者パスワード等（サービス契約者自らが変更し、又は利用者に変更させたものを含むものとし、以下「パスワード等」といいます。）を自らの責任において厳重に管理するものとし、サービス契約者が利用者により利用者パスワード等を利用させる場合を除き、これらを第三者に利用させ、貸与し、若しくは譲渡し、又は売買等をしてはならないものとします。

3. 当社は、パスワード等が本システムその他の機器等に入力された場合は、全てサービス契約者が自ら入力し、又はサービス契約者が自らの責任で利用者に入力させたものとみなします。
4. パスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者自身が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
5. サービス契約者は、パスワード等が盗難若しくは紛失にあった場合、又は第三者に不正に使用されたことを知った場合は、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

第5条 変更の届出

1. サービス契約者は、当社への届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をサービス契約者に求める場合があり、サービス契約者はこれに応じるものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、契約約款の定めに基づき届出をすべき事項については、当該契約約款の定めに従うものとします。

第6条 サービス内容

1. 本サービスは、サービス契約者が契約者サービスを利用者に提供するために必要となる機能を提供することを目的とし、その詳細（かんたん位置情報機能に係る位置情報の送付方法及び受信方法を含みます。）は、契約約款に定めるほか、当社所定の本サービスの提供や解約等にかかる申込書、当社ウェブサイト及び管理者操作マニュアルに定めるとおりとします。
2. 当社は、自己の都合により、サービス契約者にあらかじめ当社が適当と判断する方法により周知することにより、前項に定める本サービスの機能の全部又は一部を変更できるものとします。
3. サービス契約者は、本サービスを利用するために必要な位置情報端末その他の通信機器、ネットワーク環境及びこれらとともに必要となる全ての機器（別途当社が指定するものを指し、総称して以下「通信環境」といいます。）を、自らの費用と責任で準備するものとします。

第7条 契約グループへの契約者回線の登録・削除等

1. サービス契約者は、契約約款の定めに従い、契約者回線を特定の契約グループに登録しようとする場合、当社が別途定める申込書により、当該契約者回線に係る契約者識別番号を当社に届け出るものとし、当社は当該申込内容に従い、本サービスの利用に必要なシステム登録等を行い、登録完了後、サービス契約者へ「登録完了通知書」にてその旨通知します。
2. 当社は、前項に定める届出に応じて契約グループに契約者回線の追加をした場合、サービス契約者に対し、サービス契約者が契約者サービスにおいて利用者に交付することを目的とする契約者回線ごとの利用者パスワード等を、本システムを通じて速やかに払い出します。

3. サービス契約者は、1の契約グループに登録されている契約者回線について、契約約款の定めに基づき契約を解約、解除、終了（以下「終了等」といいます。）した場合又は名義変更、承継、改番した場合、当社が別途定める様式によりその契約者回線にかかる情報を速やかに当社に届け出るものとします。なお、契約グループに登録されている全ての契約者回線が終了等した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了等又は廃止の時点をもって、当該契約グループに係る利用契約も自動的に終了するものとします。
4. 利用契約が終了等した場合には、当社は、位置情報を含め、本サービスに係るサービス契約者の一切の情報（サービス契約者が契約者サービスの提供をする上で取得した利用者の情報を含みます。）を、当社のサーバから削除するものとします。

第8条 初期設定費用の支払

1. サービス契約者は、契約約款に定めるかんたん位置情報機能に係る付加機能使用料とは別に、本サービスに係る初期設定の費用（以下「初期設定費用」といいます。）として、1の利用契約ごとに金30,000円（税別）を支払うものとします。
2. 当社は、第7条第1項に基づく登録完了通知書発行後に、前項に定める初期設定費用に関する請求書をサービス契約者に交付するものとし、サービス契約者は請求書発行日から45日以内に初期設定費用をこれに加算される消費税相当額とともに当社が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料はサービス契約者の負担とします。
3. サービス契約者から支払われた初期設定費用は、如何なる理由であっても、返還することはできません。

第9条 本サービスの利用開始日

サービス契約者による本サービスの利用開始日は、サービス契約者が利用契約の申込時に指定した日とします。

第10条 利用中止

1. 当社は、契約約款に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、サービス契約者による本サービスの利用を中止させることがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。

第11条 利用停止

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、サービス契約者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- (3) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- (4) その他本規約等に違反したとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第12条 サービス契約者による利用契約の解約

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合、解約希望日の30日前までに、当社所定の解約申込書に必要事項を記載して当社に提出することにより利用契約を解約することができるものとします。なお、前項の定めに従い利用契約を解約しても、利用契約を解約したことをもって契約約款の定めに従い契約を締結したFOMAユビキタス契約は解除されず、また、かんたん位置情報機能に係る付加機能の提供も停止されません。

第13条 当社による利用契約の解除

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- (2) 本規約等に基づく義務に違反したとき。
- (3) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- (5) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第14条 秘密保持

1. サービス契約者は、当社から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、図面、仕様、データ等の当社の技術上及び業務上その他の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、当社の事前の書面による承諾なくして、契約者サービスの提供の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、サービス契約者が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 自らの責に帰すことのできない事由により、開示され又は知得した時点で既に公知であるか又は開示され又は知得した後に公知となった場合

- (2) 自らが開示され又は知得した時点で既に保有していた場合
 - (3) 自らが第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
 - (4) 自らが独自に開発した場合
3. サービス契約者は、秘密情報その他の当社から開示された情報を自己の役職員に使用させる場合、当該役職員に本条の規定と同様の秘密保持義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）が秘密保持義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
 4. サービス契約者は、当社より事前の書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を収録した文書、図面、電磁的記録媒体等のいかなる媒体も複製・複写等し、又は改変しないものとします。
 5. サービス契約者は、当社より開示され、又はサービス契約者が知得した秘密情報に基づいて発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」といいます。）をなし、これを出願しようとするときは、事前に当社にその旨を通知するものとします。この場合、サービス契約者は当社と別途協議のうえ、当該発明等に関し、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の帰属又は持分等について決定するものとします。
 6. 本条の規定については、利用契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとします。

第15条 第三者との紛争等

サービス契約者による本サービスの利用又はそれに基づく契約者サービスの提供に関して、利用者、端末所持者その他の第三者との間で苦情、紛争等が生じた場合は、サービス契約者が自己の費用と責任でこれらを解決し、当社を免責せしめるとともに、当社が損害を被った場合は、当該損害を賠償するものとします。

第16条 遵守事項

1. サービス契約者は、契約約款、個人情報保護にかかる法令及び関係官庁が定める指針、ガイドライン等に定める義務を自ら遵守し、また利用者及び業務委託先等に遵守させるなど、端末所持者の個人情報を漏えいし又はプライバシー等の権利又は利益を侵害することがないように必要な措置を講じるものとします。
2. サービス契約者は、利用者画面又は契約者回線が接続された位置情報端末の利用履歴（利用者画面へのログイン回数及びその日時、端末所持者による当該位置情報端末の操作内容、操作回数及びその日時その他管理者画面を通じて取得可能な情報として管理者操作マニュアルに掲げる情報）を取得し、これを対象となる利用者又は端末所持者を特定することができない方法により、サービス契約者又は第三者（当社を含む。）が統計データとして利用することについて、利用者及び端末所持者から適切な方法で同意を得るものとします。
3. サービス契約者は、本サービスにおいて提供される地図情報を利用する場合には、別紙「地図利用規約」を自ら遵守し、また利用者に遵守させるものとします。

第17条 商標等

サービス契約者は、契約者サービスを提供するにあたっては、自己の名義と責任において

これを提供するものとし、これに当社の名称、商標、ロゴ等を使用してはならず、また契約者サービスの提供主体が当社であるとの誤認を与えるおそれのある表示等をしてはならないものとします。

第18条 サービスの廃止

1. 当社は、サービス契約者に対し、あらかじめ当社が適当と判断する方法により周知し、又は通知することにより、本サービスを廃止することができるものとします。
2. 当社は、本サービスの廃止によりサービス契約者が損害を被ったとしても、当該損害について一切責任を負いません。

第19条 非保証

当社は、本サービスの内容、サービス契約者又は利用者が本サービスを通じて得る情報等（秘密情報を含みます）が、完全であること、正確であること、確実であること、有用であること等についていかなる保証も行わないものとし、これらに起因してサービス契約者に何らかの損害が生じたとしても、当該損害については一切責任を負いません。

第20条 損害賠償の制限

利用契約に関し、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当社は、契約約款に定める場合に限り、当該契約約款に定める範囲においてサービス契約者に生じた損害を賠償するものとします。

第21条 反社会勢力の排除

1. サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 4. サービス契約者は、利用契約に基づき契約者サービスを提供するにあたり業務を委託する契約その他利用契約に関連する契約（以下総称して「関連契約」といいます）の相手方（以下「サービス契約者委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含みます）が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならないものとします。
 - (1) 乙委託先事業者が第1項各号に該当することが判明したとき
 - (2) 乙委託先事業者が自ら又は第三者を利用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき
 5. 当社は、サービス契約者が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 6. 当社は、第3項又は前項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第22条 規約の変更

当社は、自己の都合により、サービス契約者の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとし、当該変更後は変更後の規約が適用されるものとします。この場合、当社は、あらかじめ当社が適当と判断する方法によりサービス契約者に対し、変更後の規約内容とともにその旨を周知し、又は通知するものとします。

第23条 その他

本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則（平成26年2月14日）

本規約は、平成26年2月14日から実施します。

附則（平成26年4月28日）

この改定による本規約は、平成26年4月28日から実施します。

附則（平成26年10月1日）

この改定による本規約は、平成26年10月1日から実施します。

附則（平成27年3月20日）

この改定による本規約は、平成27年3月20日から実施します。

附則（平成 28 年 6 月 1 日）

この改定による本規約は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

附則（平成 29 年 6 月 5 日）

この改定による本規約は、平成 29 年 6 月 5 日から実施します。